

健生発 0930 第 4 号
令和 7 年 9 月 30 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について」の一部訂正について

令和 7 年 8 月 29 日付け健生発 0829 第 3 号「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（厚生労働省健康・生活衛生局長通知）の内容について、一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

記

令和 7 年 8 月 29 日付け健生発 0829 第 3 号「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について」

箇所	訂正後	訂正前
記 第 2 改正の内容 1 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の範囲について	「全自動調理機」とは、令第 34 条の 2 第 2 号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有することとし、当面の間、「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品 D の清涼飲料水の 4 の調理基準及び器具及び容器包装 E の <u>4</u> 及び <u>5</u> に示す自動販売機の規格基準を満たすものとする。	「全自動調理機」とは、令第 34 条の 2 第 2 号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有することとし、当面の間、「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品 D の清涼飲料水の 4 の調理基準及び器具及び容器包装 E の 6 及び 7 に示す自動販売機の規格基準を満たすものとする。